

平成29年 第1回

仁木町議会臨時会会議録

開 会 平成29年1月18日(水)

閉 会 平成29年1月18日(水)

仁 木 町 議 会

平成29年第1回仁木町議会臨時会会議録

開 会 平成29年1月18日(水) 午前10時30分
 閉 会 平成29年1月18日(水) 午後 0時05分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 上 村 智 恵 子

出席議員(9名)

1 番 佐 藤 秀 教 2 番 嶋 田 茂 3 番 住 吉 英 子
 4 番 野 崎 明 廣 5 番 宮 本 幹 夫 6 番 林 正 一
 7 番 水 田 正 8 番 上 村 智 恵 子 9 番 横 関 一 雄

欠席議員(0名)

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖一郎	教 育 長	角 谷 義 幸
副 町 長	美 濃 英 則	教 育 次 長	鈴 木 昌 裕
総 務 課 長	新 見 信	農 業 委 員 会 事 務 局 長	渡 辺 吉 洋
財 政 課 長	岩 井 秋 男	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(新 見 信)
会 計 管 理 者	門 脇 吉 春	監 査 委 員	中 西 勇
企 画 課 長	鹿 内 力 三		
住 民 課 長	嶋 井 康 夫		
ほ け ん 課 長	川 北 享		
農 政 課 長	泉 谷 享		
建 設 課 長	岩 佐 弘 樹		

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 浜 野 崇
 総 務 議 事 係 長 松 岡 亜 希

開 会 午前10時30分

○議長（横関一雄）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。

只今の出席議員は、9名です。

定足数に達していますので、只今から、平成29年第1回仁木町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第123条の規定により、3番・住吉議員及び4番・野崎議員を指名します。

日程第2 議会運営委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。住吉委員長。

○議会運営委員長（住吉英子）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。本臨時会を開催するにあたり、本日、1月18日水曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の臨時会の会期日程等議会運営に関する事項について、調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに、付議事件について申し上げます。本臨時会には、議案2件が付議されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第5までは、これまでと同様に進めます。日程第6の補正予算については、即決審議でお願いいたします。日程第7の計画変更については、即決審議でお願いいたします。

続いて、会期について申し上げます。本臨時会招集日は、本日、1月18日水曜日。会期は、開会が1月18日、閉会が1月18日の1日限りといたします。

最後に、その他事項として、当面する行事予定については、お手元に配布のとおりでございます。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 会期の決定

○議長（横関一雄）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日1月18日の1日限りにし

たいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日、1月18日の1日限りとすることに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（横関一雄）日程第4『諸般の報告』を行います。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明員として出席を求めた者はお手元に配布のとおりです。

監査委員から、例月出納検査報告書、平成28年度第10回が提出されております。内容はお手元に配布のとおりです。

次に、平成28年第4回定例会以降の議長の活動報告を印刷し、お手元に配布しております。

輝かしい新年を迎えた1月5日には、仁木町消防団の新春出初式が行われ、出席してまいりました。

8日には成人式に出席し、議会を代表して挨拶をしてまいりました。今年の本町における新成人は26人で、成人式には町外者7名を含む25名が出席し、二十歳の晴れの門出にあたり、お祝いの言葉を申し述べてまいりました。

続いて、一部事務組合議会の開催状況について報告いたします。北後志消防組合議会及び北後志衛生施設組合議会の第1回臨時会が12月22日に開催され、出席してまいりました。それぞれの議会における議決内容については、お手元に議案の抜粋を添付しておりますので、後程ご高覧願います。以上で、私の「諸般の報告」を終わります。

日程第5 行政報告

○議長（横関一雄）日程第5『行政報告』を行います。

佐藤町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）平成29年第1回仁木町議会臨時会が開催されるにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに平成29年第1回仁木町議会臨時会を招集申し上げましたところ、横関議長、上村副議長はじめ、議員各位におかれましては、新たな年を迎え、公私共にご多忙の時期とは存じますが、ご参集を賜り衷心より厚く御礼申し上げます。また、中西代表監査委員におかれましても、万障お繰り合わせの上ご出席を賜り誠にありがとうございます。

先般、仁木町の成人式に議員の皆様方にもご出席を賜り、26名の新成人出席のもと執り行われました。お礼の言葉を述べられた成人者の言葉は聞いている者の心に強く響いたのではないかと想像いたします。もう一つ心に響いたと言え、先日、アメリカのオバマ大統領の退任演説がありましたが、内容として、自身の功績に言及するとともに、民主主義と多様性の大切さを訴えた力強いスピーチであったと受け止め方は個々により異なるとは思いますが、私自身はそのように感じさせられた次第であります。オバマ大統領の演説の中で謳われていた多様性とは一体なにか、自分自身の職場や地域に置きかえて考えますと、職場や地域の中には、それぞれの主義主張を持つ者がいてあたり前と考えますし、それぞれが多様な能力を

身に付けております。多様性がある組織や集合体にとって重要なことは、皆が共感するビジョンがあることだと考えます。仁木町のビジョンが町民憲章にも掲げられております、明るく豊かなまちをつくることであるように、皆が建設的な議論を交わし、個々の能力が存分に発揮できる機会をつくり、町のビジョンに向かい邁進することが改めて重要であると、この度の成人式やオバマ大統領の演説を経て、私自身再認識させられたところであります。

さて、本臨時会には、住吉議会運営委員長からご説明がありましたとおり、平成28年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）、仁木町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、計2件の議案を提出しております。格別のご審議を賜りますようお願い申し上げまして、平成29年第1回仁木町議会臨時会開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

それでは、行政報告をさせていただきます。はじめに、JA新おたるミニトマト集出荷選果施設建設に係る経過について申し上げます。昨年11月24日に開催いただきました、仁木町議会全員協議会におきまして、新おたる農業協同組合が平成28年度補正予算による産地パワーアップ事業を活用し、一昨年からの協議をしておりましたミニトマト集出荷施設の導入を進めるとして、町に対し、補助残金の助成を含む導入支援に係る要望があり、町といたしましては農業振興を図る観点から、5億円を上限とした補助残金の助成支援を行いたく、事業概要等をご説明させていただいたところであります。全員協議会開催以降の計画申請など、その後の経過についてご報告いたします。昨年12月2日に集出荷施設整備事業の予算割り当ての内報を受け、当該補助事業は都道府県事業実施方針に基づき北海道の間接補助となっていることから、12月9日に地域協議会であります新おたる農協管内地域農業再生協議会を通じ、北海道に対して計画書を提出いたしました。12月22日には、北海道知事より当該計画が北海道の事業計画として位置付けられた旨の通知があり、本年1月12日付けで計画承認されております。この間、新おたる農業協同組合では計4回の導入委員会が開催され、本施設における10年後、20年後を見据えた運用方針を決定し、集出荷施設の冷蔵空調設備、選果機械の機種等について選定しております。今後のスケジュールであります。整備事業で実施する集出荷施設建物の建設につきましては、建設を予定する町有地のボーリング調査に着手し、年度内には実施設計及び発注用設計書の作成までを完了するとのことであります。また、生産支援事業で導入する選果機械設備につきましては、今後、導入委員会で選定した機種を取り扱うリース会社による入札を予定しているとのことであります。つきましては、今臨時会に関係する補正予算を計上させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

次に、仁木町営の予約制バス12月試験運行について申し上げます。平成27年度に策定した仁木町地域公共交通網形成計画に基づき、仁木町地域公共交通活性化協議会で、昨年12月に2回目の町営予約制バス試験運行を行いました。12月の試験運行は、9月に行った1回目の試験運行と比べて、時刻表を中央バス銀山線にほぼ合わせたこと、町内への通勤者など一部の町外者も利用できるようにしたこと及び予約の受付時間を拡大したことなどにより、利用者数が330人（平均乗車人数1.98人）と9月の試験運行時と比較して約39%の増加となりました。また、運行した便数も116便から167便に増え、稼働率につきましても、48%から67%に増加しております。今後におきましては、9月及び12月に行いました試験運行の結果や町民のご意見を踏まえ、2月に予定している仁木町地域公共交通活性化協議会で今後の方向性を協議してまいります。以上で行政報告とさせていただきます。

○議長（横関一雄）佐藤町長の行政報告が終わりました。これで、行政報告を終わります。

日程第6 議案第1号

平成28年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）

○議長（横関一雄）日程第6、議案第1号『平成28年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、議案第1号でございます。

平成28年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）。平成28年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億5307万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億1054万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表 繰越明許費による。債務負担行為、第3条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第3表 債務負担行為による。平成29年1月18日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）議案第1号、平成28年度一般会計補正予算（第5号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算総額にそれぞれ10億5307万1000円を追加し、歳入歳出それぞれ46億1054万円とするとともに、繰越明許費及び債務負担行為の設定を行うものでございます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。14款、国庫補助金及び、18款、繰入金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計10億5307万1000円を追加し、補正後の歳入合計額を46億1054万円とするものでございます。

次に、2ページでございます。歳出でございます。2款、総務費から6款、農林水産業費までを、それぞれ補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計10億5307万1000円を追加し、補正後の歳出合計額を46億1054万円とするものでございます。

次に、3ページでございます。第2表 繰越明許費でございます。本事業につきましては、平成28年度内に支出を終わらない見込みでありますことから、平成29年度に予算を繰り越して使用するというもので、あらかじめ予算でその上限を定めておかなければならないことになってございます。繰り越す予算につきましては、6款、農林水産業費、1項、農業費、事業名につきましては、産地パワーアップ事業で金額につきましては10億5125万円でございます。

次に、4ページをお開き願います。第3表 債務負担行為でございます。地方自治法第214条では、歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除く他、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならないことになってございます。債務負担行為の事項といたしましては、ミニトマト集出荷選果施設整備事業補助金で、期間は平

成29年度1年間、限度額は5億円でございます。

次に、5ページでございます。事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から21款、町債まで、全ての科目を載せたものでございます。

次に、6ページでございます。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まで、全ての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、国・道支出金10億5125万円の増、一般財源182万1000円の増となっております。

次に、7ページをお開き願います。歳入でございます。14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、4目、農林水産業費国庫補助金10億5125万円の追加につきましては、JA新おたるが実施する、ミニトマト集出荷選果施設建設に係る国庫補助金でございます。

次に、8ページでございます。18款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため182万1000円を繰り入れるものでございます。

次に、9ページをお開き願います。歳出でございます。2款、総務費、3項、1目、戸籍住民登録費につきましては、平成27年度に交付されました個人番号カード交付事務交付金に返還金が生じたことから6万円を追加するものでございます。

次に、10ページでございます。3款、民生費、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費につきましては、平成27年度の児童手当交付金の国への返還金176万1000円の追加でございます。

次に11ページ、6款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費につきましては、町長の行政報告でもありましたとおり、JA新おたるが実施するミニトマト集出荷選果施設建設に係る国庫補助金で、集出荷施設分が6億1350万円、選果施設分が4億3775万円の合計10億5125万円を取組主体であります、JA新おたるへ補助するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。4番・野崎議員。

○4番（野崎明廣）4番・野崎です。

このミニトマト集出荷選果施設整備に関わる分について、お尋ねしたいと思います。今現在、ミニトマトにおける非常に競争率が激変している状況の中で、生産者・各生産組織として産地の維持に取り組んでいる状況だと思います。この取組みに対して、町としてこの支援が提示されているわけですが、町長も先ほど行政報告の中で報告されていましたが、支援をすれば良いというものではないと思いますし、この支援をすることによって、町として将来の展望がどのように変わって行くのか。その辺に対して、町長のご意見をお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の野崎議員の質問にお答えします。

今回の集出荷選果施設に係ります町からの支援ということで、町としての考え方ということをお述べさせていただきますけれども、今皆さんご承知のとおり、本町の農業の大部分が今トマトの生産によって収益が占められている状況であります。今、全国各地を見てもですね、どの地域を見ても、今トマトの栽培に力を入れ始めている状況でもあることは、皆さん周知の事実であるというふうに我々も認識しております。そんな中で町として、ではどういった支援ができるのかというふうに考えたときにですね、これからある面から申し上げますと、いずれこれだけ飽和状態になりますと、トマトもいずれ淘汰される時代に来るの

ではないかという懸念をされる方もおりますし、こういったトマトが、需要がある今だからこそ力を入れて、更に発展させなければならないという声、様々な声があります。そんな中で、今回農協が事業主体として、各生産組合を束ねてですね、今こういった厳しい局面を迎える中で、今一度皆さん束になり、これからの厳しい局面を戦い抜ける体制づくりをしたいということがきっかけですね、今回こういった施設のお話を要望された次第であります。町といたしましても、今仁木町の農業が先ほど申し上げましたとおり、トマトが主要を示している中で、今実際、仁木町の農業戸数がどれくらいあるかちょっと今正確な数字はわかりませんが、400ぐらいただとした場合、今トマトに携わっている農家が約150軒くらいあるのか、正確な数字ではありませんけれども、全体の約4割近い農家がトマト栽培を手がけているという中ですね、今この状況下の中で更に力をつけていただくためにも、町として環境整備をですね、整えてあげる支援をしてみたい、そう強く思った次第でございます。また今、人口減少している中ですね、労働力不足ということも懸念材料としてございますけれども、今その問題を克服するためには、今の段階からそういった課題を克服するために、こういった施設を、機械施設をですね、建設を整備し、そしてそういった労働力不足という課題をですね、少しでも緩和することに町としても支援してみたいそう、そう強く思った次第でございます。何はともあれ今農協がですね、各生産組合を束ねて一丸となって臨む、そういう気持ちを買ってですね、町としても支援してみたい、そう思ったところでございますので、その部分ご理解していただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）町長のお話を聞かしていただき、今後の生産者、生産組織が今後充実したものになっていく方向性というのが踏査されるんじゃないかということで、町長の考えをお聞かせいただきましたけれども、現在このミニトマト選果場の補助金の債務負担行為、この中身がまったくどのような形の中で債務負担行為をされていくのかということがまったくわからない状況、どのような形の中で出されていくのか。その辺をお伺いをしたいと思います。

○議長（横関一雄）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）只今ご質問ありました債務負担行為の関係でございますけれども、債務負担行為のまず制度の内容と言いますか、仕組みの内容につきましてはですね、債務負担行為につきましては、歳出予算継続費、先ほども申しましたとおり継続費の総額、繰越明許費を除き町が将来にわたって負担すべき債務について、その行為の事項、期間、限度額を定めておくもので、予算の一部を構成するものでございます。債務負担行為に基づく歳入歳出予算につきましては、債務負担行為の期間において予算計上し、事務執行することとなっております。それで、今回の債務負担行為の5億円の関係につきましてはですね、平成29年度に予算編成を行うことで今考えてございまして、財源につきましてはミニトマト集出荷施設建設の町単独分の財源として過疎債を今のところ予定しているというものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）最終的には、29年度でなければその中身というのが明確に出てこないという、使い方において出てこないということですか。

○議長（横関一雄）美濃副町長。

○副町長（美濃英則）中身はですね、11月の24日に全員協議会でお話したとおりでありまして、そのとき

に、この事業は全体で21億約2000万円ぐらいの事業なんですよ。この事業は2つに分かれておりまして、1つは建物を建てる事業であります。それがですね、整備事業でありまして、それと機械の導入と、この2つに分かれておりまして、機械の導入についてはリースで入れるわけでありまして、それは国の補助金2分の1と、それと事業主体であるJA、生産者を含めて持つということでもあります。もう1つ、建物についても、これは2分の1補助金があるわけでありまして、正式な金額ではありませんけれども、約12億円かかるわけでありまして、そして、その半分の6億円が、国からの助成金が出るわけでありまして、残った6億はどうするかということでもありますけれども、国が2分の1ですから、町も2分の1の6億円を持つということになるかも知れませんが、当初からいろんなことを協議している中で、当初は建物はだいたい10億円程度という話でずっと進んできておりましたので、町はマックス5億円までは助成しますよと。それ以上金額が上がっても5億円以内での助成ですよということに進んできたことがありまして、今回建物の事業は12億円ちょっとでありまして、国の国庫補助金は6億円ちょっときますけれども、町は債務負担を起こして6億円までできませんけれども、そのマックスの5億を農協の方、事業主体であるJA新おたる農協に支援をしたいと、そういう内容であります。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）この支援額が建物に対しての支援ということで、機械においてはリース事業で農協が補っていくという説明ですけれども、建物において約12億、町の支援が5億という形の中では、非常に45%以上になるかなという感じがしますが、これが本当に支援の額として妥当なのかどうか、ちょっと自分には定かではないんですけど、町としてこれだけ45%という点に対してどのような考えを持った形で出されるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）美濃副町長。

○副町長（美濃英則）通常ですね、いろんな事業で野崎議員もわかっていると思いますけれども、野崎議員の方は、その金額がもっと多く出せと言っているのか、それとももっと少なく出せと言っているのか、その辺はどう考えているのかわかりませんが、通常、補助事業は2分の1国から補助をもらって、あと2分の1は町が事業をやる場合、2分の1は町が出すという事業もありますし、あるいは3分の1の補助だったというのがあります。残った分は、町が持つとかということがあります。我々の、執行部の考えとして、町の考えとしてはですね、できれば上屋、建物については、2分の1程度は妥当であろうというふうに考えております。町が事業主体である農協の方にですね、金額を少なく出せば出すほどですね、運営に農協さんとしては支障をきたすわけですから、できるだけそういうものについてはですね、効率的な運営、せっきく数十億をかけて建てる建物でありますから、この補助金は町はね、5億円というのは、マックス5億円というのは妥当なものだというふうに判断をして、今回予算を上げさせていただいているということでもあります。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）町の考えとして、よくわかりました。先ほど過疎債について、1年ということですので、この過疎債において、1年で返済するという形なものなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）借入れは1年で行います。償還につきましては、3年据え置き9年間で償還していくということで、12年間の償還ということになります。5億円を一応100%借入れした場合ですね、

単年度の負担につきましては5556万円、元金だけですが、単年度の負担につきましては5556万円の償還になっていくということで、過疎債につきましては70%の交付税算入がございまして、交付税に3889万円、元金のみでございましてけれども、この分が交付税に算入されるということで、実質的には町の負担としては1667万円が年間にかかってくるというものでございます。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）もう1点だけちょっとお伺いしたいと思います。この生産組織、生産者、非常にこう作られている方、広域にわたっていると思います。現在、積丹・小樽という形の中で、その辺の各広域的な町村に対してどう考えられているのか。何かあればお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）美濃副町長。

○副町長（美濃英則）新おたる農協は赤井川含め、銀山、それから地元の仁木農協、そして積丹、小樽と5つの組織が1つになって、JA新おたる農協となっております。このトマトを作っているところは、積丹、それから小樽の一部、それもほんの、面積的には少ないんでありますけれども、これも導入委員会の方でまとまった内容を踏まえて、町の方に組合長含め理事が何回か来て、いろんな打ち合わせをしたときにですね、協議をしたときに、我々の方からは関係する市町村もあるはずだと、そういう市町村についてもですね、何らかの支援をしてもらう必要はあるのではないかという話をしておりますので、それはどういう形になるかわかりませんが、前向きに進めたいというそのJA新おたるの理事の考え方でありまして。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）今のお話の中では、最終的には仁木町だけの支援という形の中で取り進むということになろうと思いますけれども、実際に生産者が今後まだまだ作付けを伸ばして、それだけ需要、利用してくれる人たちが進めてくれる状況の中では、やっていかなければならない事業なのかなという感じもしますけれども、非常にまだまだ何か課題が多く残されているのかなという感じもしていますけれども、その辺に対しては町が率先して考えて、農協とお話をしていく状況があるのかなという感じがしますが、その辺に対して最後に対応して行けるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えしますが、あくまでも内部の細かい問題に関しては、それは事業主体である農協が解決していく問題であって、そこに町がささっていくものではないというふうに認識しております。ですから、あくまでも各生産組合の連携なり、また、それぞれの諸問題については農協が主体となって解決していくものだというふうに我々は捉えている次第でございます。また、全体を通しての今後運営していく中での様々な問題に関しては、町として連携できる部分は当然連携してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）町長、今、組織が最終的に考えていくべきなものということで、答弁をいただきましたけれども、町として支援をしているということに対しては、やはり町としても十分把握していく点があるのではないかなという感じもしますので、その辺は、私としては町が、組織がそれをやっているから、町があまりにも関連しないということにはならないのかなという、自分としてはそういう考えもありますので、ぜひともいろんな面で町としても取り組んでいただきたいなという感じがします。以上です。

○議長（横関一雄）町長、答弁をお願いします。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）勘違いしないでいただきたいのは、決して町が丸投げしているというわけではございません。ただ、各生産組合の中での、小さい規模の農家もありますし、大きな規模の農家もあります。その中でそれぞれの事情というのがありますから、それを町がどう調整するという事は、なかなか難しい問題でありますので、そこはやはり主体であります農協にお願いしたいという部分は、最初からのスタンスで話は進めてまいりました。ですから、決してこの事業自体、金を出せば後は町は関係ないということでもなく、そういった細かい問題に関しては農協主体で、そして大きな問題で町として連携して解決できる問題は一緒に解決していこうという姿勢で、これからも続けてまいりたいというふうに思っていますので。以上です。

○議長（横関一雄）他に。1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

それでは、今の産地パワー事業について、関連でご質問させていただきます。この事業の整備につきましては、具体的に説明を受けたのは、先ほど行政報告にもありましたように、昨年11月24日に議会全員協議会の中で説明を受けたわけでございますけれども、この時点で既に9月の29日に、道に事業計画書等を提出されたあとだということで、国からの予算配当通知を待つのみという報告でございました。これでは議会に対してですね、全員協議会の趣旨として意見を聞く場ではなく、やはり事後承諾を求める場として私は受け止めておりました。それで町の方からですね、これだけ多額の支援、建設用地の提供など、この議会に何ら協議もなくですね、これを進められたということに対して、私は本当に遺憾に感じる場所でありまして、議会の対応が問われると思います。もっと慎重に対応すべきでなかったのかと、私は感じているところです。町長、いかがでしょうか。

○議長（横関一雄）美濃副町長。

○副町長（美濃英則）この件につきましては、まず私の方からお答えしたいと思いますけれども、ちょっと経過がありますから、経過もちょっとご説明したいんですけれども、この機械選果を導入するにあたっては、導入委員会というものをつくりまして、平成24年につくって相当の期間をかけて協議してきたわけでありまして。町はその導入委員会の、町の立場はオブザーバーということで、委員そのものではなく、オブザーバーということで、担当課の農政課が出席をしてくれておりました。そしてですね、この計画そのものは、29年・30年の2か年でやりましょうという中で進められてきたところでありまして。ところが、北海道の方からですね、29・30というのは、これは強い農業づくりの事業、そして産地パワーアップをそれに上乗せしていきたいという事業でありましたけれども、道の方から29・30については、熊本の災害、それから北海道の台風の災害で事業の確保は非常に難しいというお話がありまして、それが相当遅い時期でありました。それで28年度に、国で補正予算が11月ごろ出たわけでありまして、国の補正予算に28年度の補正予算に乗っからないかという、そういう指導をいただきまして、急遽ですね、28・29の事業を、付かないおそれがありますので、町にとってはこれ非常に大きな事業だと思われましたので、28の補正、国の補正の予算で行けないかどうかということで、また導入委員会を含めて協議してきた経緯があります。佐藤議員から言われた、その議会に対するその説明が非常に遅くて、ちょっとその議会に対していかなものかという、まずいのではないかというお話がありましたが、そういう事情が一つあったのと、町の方ではですね、そういう情報を受けておりましたので道の方に要望ということで、要望書ということで

9月29日にこういう事業をやりたいんだという、建物、リースってやりたいんだということ上げました。そして、道の反応を確かめるということで、道の方からは28年度の補正で使うのであれば、国と協議してもらって良いのではないかと返事をいただいたのが、もう11月の本当後半でありました。そういうこともありまして、町の方はその感触をですね、これはもしかしたらいけるかもわからないということで、11月の24日に全員協議会を開かせていただきまして、事業の内容の説明をして、こういうことで上げたいんだというお話をしてまいりました。全員協議会で議員さん方の理解が得られたというふうに我々は判断したものでありますから、12月の5日に本申請をしました。ですから、流れとしてはそういう、まず要望を出してこれが本当に対象になるのかどうかという確認をして、それをある程度、道が国と協議をしてもらって、そして難しかったのは繰越明許で、はじめはですね、28年度中に何とか契約までしてほしいというような国の要望でありましたけれども、それはこの時期に非常に難しい、28年の予算を使わせてもらって、29年に繰越明許費で事業をやりたいんだということを相当道の方が強くですね、国に申入れをしていただいて、事情をわかっていただいて、それでは良いですよということになりましたものでありますから、全員協議会を開いて、そして本申請をしたということで、そういう流れでありますので、私としてはある程度方向が決まってから、議会の皆さんに相談した方が、これがまだ海の物とも山の物ともわからない段階で、もし皆さんに相談しても、まったくそれは実現不可能なこともありますので、そういう見通しを立ててからしたということでありまして、本申請は12月に5日にしておりますので、全員協議会の意向も踏まえて、私たちはしていると思っておりますので、その辺ご理解をいただきたいと思っています。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

今の副町長のご説明で、ある程度理解はするところでございますけれども、それにしてもですね、やはりこの5億円の多額の支援、あるいはこの町有地の提供、これは有償でございますけど、これらの町がその支援する部分のですね、そういう重要な部分があると思うんですね。この事業についてはですね、今年度の執行方針、あるいはその地方版の総合戦略の中でもこれを推進していくんだということで、示されております。ですから、そのことについて、私は理解しております。ただ、そのここまで持ってくる過程でですね、やはり先ほども野崎議員の方からもお話ありましたように、5億円とこれだけの多額の費用とですね、それと後でお話しようと思ったんですが町有地、あれは町が今保有する土地の中でもですね、非常に立地条件の良い土地で、それで何、その用途に使ってもですね、可能だという一等地です。それを提供するというところでですね、私も非常にこう何らかの事前に相談あっても良かったんじゃないかという部分は感じています。そのことを、流れ的には副町長のおっしゃるのはわかるんですが、この辺の重要な部分がやっぱりあると思うんですね。それを踏まえて計画書を出すんなら良いんですけど、もう土地も決まってしまった、お金ももう決まってしまった、そういう形の中で事業というものを進めてよろしいんでしょうか。我々もやはりその町民に説明責任がありますので、その辺のところをちょっと町長いかがでしょうか。

○議長（横関一雄）美濃副町長。

○副町長（美濃英則）たぶん私が先にちょっと答えさせていただいて、その後、町長が答えるかと思えますけれども、流れはわかっていただいたと思います。多額のお金でありますけれども、29・30にやろうと

していたものが28にやって、そしてここまでこぎつけたということについては、ご理解いただいたと、ある程度はご理解いただいたのかなと思っておりますけれど、1点土地の問題もありました。土地の問題もですね、最初は今の選果場の横に作るという計画でずっと進んできたわけでありまして。ところが、いろいろ計算していったところ、あの土地では非常に狭いということで、今あの東町にある土地の話が出たのは、そんなに前の話ではなく、それも割と近い時の話でありました。町がその土地を、佐藤議員が言うようにここは一等地で、果たしてそういうものに使っていかげなものなのか、もっと他に活用の方法がないのかという話だったと思っておりますけど、町のですね、町が所有している遊休地たくさんありますけれど、これらにつきましては、相当早い時期から、早い年度からですね、議員さんの皆さんから一般質問等いろんな場面で町有地を早く活用しなさいと、そして売れるものは売る、あるいは貸すものは貸す、一定の管理費用もかかるわけですから、そういうことをやりなさいということ、こう何年も私も聞いてきておりました。町ではいろんな方面で努力をしてきました。そして、ホームページにも載せてですね、こういう土地が町有地でありますから、何か活用しませんかというところでお話を何回もしてきておりますし、町外者にも見えるような形で進めておりましたけれども、今のところ、あそこの東町の土地についても、一向にそこを活用したいとかですね、区分けして宅地にしたらはとかですね、そういう外部からのそのアプローチは全然なかったわけでありまして。町がここの土地を決断したのは、ここは有償で貸そうと思っておりますけれども、やはりあそこに、今言われたように町有地の有効活用、やはり基幹産業は農業でありますから、農業の大きな施設をまたあそこに作るということはそれなりの意味合いが私はあると思っております。作ることによって、そこに雇用も生まれてきますし、その施設の中に雇用も生まれてきますし、それから建物ですから当然、今は町有地ですから、草刈りをしたり維持管理をしているわけでありまして、町有地に建物が建つことによって、固定資産税という税金もですね、入ってきます。そういう諸々のことを考えてですね、ぜひそこにやりたいということで、少し遅くなってしまうかもしれませんが、11月の24日の全員協議会の中で、そういうことで考えておりますけれどもということで、お話をして理解を得られたのかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）佐藤議員の質問にお答えいたします。

今回の経緯の中でですね、佐藤議員が感じられますとおりですね、議会軽視であるのではかないのかという、今回の流れとしてそういうふう感じて取られることも正直否めないというふうに私も感じております。というのは、やはりこういった短い期間の中で様々な問題を解決して、それを答えを出さなければならぬといった行為の中でですね、やはりまだまだ解決しなければ、手をかけなければいけない問題、例えば町有地の件しかり様々な問題に関してですね、やはり一つ一つ町として対策を経た中でのこういった施設を建設する場所として町有地を活用したいという話であるならば、皆さんもご理解していただけるというふうに思いますけれども、今回こういった短いスパンの中で、また、非常に速い流れの中で物事を解決していかねばならないという状況下の中で、こういった決断をしたことはですね、誤解されるのも無理はないというふうに思いますけれども、致し方なくこういった経緯になったというふうに我々も考えております。というのは、やはりもう少し時間をかけて、今回機械設備の件に関しても、丁寧に議会に対し説明しなければいけない責任はあったというように私も認識しておりますけれども、周りの社会状況を考えたときに、先ほど副町長のお話にもありましてとおり、予算を、補助を得るときに様々な社会状況

の中でですね、来年度はなかなかそういった部分で付きづらいというような要素もあり、また、これを長く延ばせば、なかなかまとまるものもまとまらないというような様々な不安要素を抱えながら始めた経緯の中で、だんだんとですね、進行中の中で様々な支援や、又は様々な協力体制がですね、築いていく中で、やはり早い段階で答えを出さなければ、この事業もなかなかなるものもならないというふうに我々も考えた末の結果、こういった判断をした次第でございます。したがって、佐藤議員又はその他議員の皆様におかれましては、非常に急展開の中で話が進められたことに対して、遺憾に思われている方もいらっしゃるかと思いますけれども、今回こういった状況になってしまったことは、様々な状況の中でこういった進行になってしまったということをご理解していただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

今の説明の中で、ご答弁の中である程度理解はするわけでございますけれども、なぜ私はこのこと言うかということですね、地方創生・ワインツーリズム、これを実施する段階でもですね、やはり先に決まってしまうと、それを議会の方に協議してきたんですよ。これ、2回目なんですよ。その時も、もう国からお金が来る、もうそういうばかりだったんですよ。これで2回目なんですよ。ですから、今後でもですね、こういうことのないようにですね、多少時間がなくても何らかの形でやはり周知してほしいと思うんですね。議論する場がないにしても、何らかの形でそういうものを、情報をですね、提供してほしいと思います。それで、今回そのいろんな部分で、その熊本の震災ですとか、その十勝の、北海道の台風被害いろいろありましたんでね、国の財源も大変厳しいということは、それは理解します。ですから、今後その急にこういう話が進んでしまったんだということは、やはり言い訳にならないと思います。土地の貸付けについてもですね、以前に町単独で町有地を貸したと、まったくその議会に報告もなしで議論もなし、協議もなしで貸してしまったということで、議会からもですね、強いお叱りを、指導を受けたことがありました、経過がありました。ですから、町にとって良いと言ってもですね、いろんな様々な意見があると思います。ですから、その辺をきちんと精査・調整してから、やはりそれは行動してほしいなというふうに思います。今後のそのいろんな事業の部分で、そういう部分を強く要望したいと思います。

それで、先ほど野崎議員からもお話ありましたけれども、この事業を計画する上で導入委員会、トマト生産組織4団体を中心に導入委員会を設置して、これまで検討されてきたわけでございますけれども、本当にこの会議の内容がですね、きちんとその構成員、各構成員まで伝わっているのかどうか。いろいろな臆測が飛んでいます。ですから、我々はその辺はやはりきちんと精査する必要がありますし、ただこの段階に来て、どうのこうのって話になりませんが、今後の課題としてやはりこれはきちんと町の方でそういう話が出ているのであれば、きちんとやはり調整していく部分じゃないでしょうか。我々はそれを調整されたということを前提に今回これ受けていますから、もう既にこういう話が、臆測がですね、飛んでいるんですよ、末端では。私のところにも中傷が入ってきます。これじゃちょっとね、まずいと思います。ですから、町長は丸投げではないと言いながらもですね、やはりその辺はやはりきちんと、町は指導する立場にあると思います。まったく支援していないのであれば別です。農協さん独自で、単独でやる事業でしたら、もうどうだろうとそれは町は関与する部分ではないんですが、やはりこの多額の費用あるいはその土地も提供してですね、やる事業ですから、やはりその辺、やはりきちんと調整してほしいと思います。町長いかがでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）佐藤議員おっしゃるとおり、今回の事業は、町にとっても大変大規模な事業でありますからゆえ、決して今回の件で農協に対して、又は各生産組合員に対して丸投げをしているということはないということは、再度申し上げさせていただきます。ただ、佐藤議員おっしゃるとおりですね、町という立場で、指導という立場で今後も継続して主体である農協に対して、その辺の部分は今後も絶えず指導してまいりたいという、そういう思いでありますので、ただこれは民主主義でありますから、10人いれば、10人皆が賛成するというものでもないというふうにも思っています。ただ、それをまとめなければいけないのは、各生産組合の代表であって、その各生産組合を束ねる農協であります。ですから、そういった組織の中できちんと末端まで意見を、又は意識を共有させて、初めて今回の事業が動き出すものだというふうに我々も認識しておりますので、そういったものを前提で今回の事業は進めているものだというふうに我々は認識しております。そういった中で、今後こういった意識の共有の部分で今後も意識の継続を図るためには、そういった町としても再度絶えず指導という行為は続けてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

今のご答弁で理解したところでございます。それで、この事業に対してですね、この地方創生の戦略の中でもですね、これはさっき言ったように示されておりますのでね、町に対しての事業効果、どのようなものを期待しているのかですね、されるのか。その辺のところをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（横関一雄）美濃副町長。

○副町長（美濃英則）佐藤議員の質問に対して、私の方から答えさせていただきたいと思いますが、町長も最初の答弁、野崎議員の答弁の中でもちょっと触れていると思いますけれども、トマトも農産物も全般的にそうですけれども、特にトマトについてはですね、仁木は非常に全国のミニトマトはブランド化をして、非常に良い高値で推移をしております。ですが、これが将来ずっと続くかということについてはですね、確約ができないと思います。なぜかという、ミニトマトは沖縄の果てから北海道の網走の果てまでできます。施設園芸でありますから、暖房だとか冷房だとかを入れることによってできます。いつまでも仁木の方式で続けるのはですね、やはり何らかの方策を加える必要があるということで今回、全国に先駆けて新しいコンピュータ制御付きのですね、大規模な機械を入れてやるわけではありますが、その効果というのはですね、やはり差別化をするということでもあります。今回入れる選果機につきましては、糖度を測れる機械ということでもあります。スイカだとかメロンだとかですね、そういうものについてはもう糖度を測れますけれども、今ミニトマトで糖度を測る機械というのは、全国でもそんなに入っていないと。たぶん仁木で3番目ぐらいかなというふうには聞いておりますけれども。それで、糖度選果機を入れることによって、そこに皆さんが出すことによって、今までは各個人が個選で、トマト組合だとかアイコ組合だとかそういうところには出していますけれども、選果は自分たちがある程度したり、農協にしてもらった場合もありますけれども、個々に感覚によってですね、選果の内容も違ってきます。ですが、この選果機を入れることによって商品というか、トマトの品質がですね、統一されます。糖度の高い物、良い物、悪い物弾かれます。こういうふうに商品が平準化されることによって、ブランド力がですね、他の地域より更に高まるものと思っております。糖度を測ることによって、例えば、20度以上の糖度のあるトマトが出てきた場合

には、それはまた差別化をしてですね、これはちゃんとコンピュータ付きの糖度計で測った20度以上のトマトですよということが、もう大きな日本の中のブランドとしてはですね、非常に有効な手段かなというふうに思っております。いろいろそういうことを考えましてですね、機械選果というのが大事だなと思っております。それと同時に、今結構トマト農家、頑張っておりますけれども、年齢が相当上がってきております。すぐですね、新しく新規就農者が引き継いでいくというまだ仕組みにもなっておりません、何軒かはなってきましたはおりますけれど。そうすると、今のトマトの生産者がだんだん年齢が高くなるにしたがってですね、やっぱり今のことを維持すると、今の状況を維持するというのは厳しくなるかなと思っております。それは、やはり労働力の問題だとかあると思います。それで今、外国から中国でありますだとか、ベトナムでありますだとか、そういうところから労働力を当てにしておりますけれど、それも国対国のことでありますから、いつそれがどうなるかわからない。そういう対策もこの選果機を入れることによって、その部分はある程度解消は、すべてとは言いませんけれどもできてくるのかなと。私、いろいろ言いましたけれど、そういうことがですね、大きな町の効果に上がって、つながっていくのではないかなというふうに思っているところであります。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

その辺わかるんですけども、簡単に言うんですけど、この地方創生、これはいかに税金を増やしていくかという対策なんです。ですから、今はその事業、機械導入することによっての、それは事業効果であって、町が期待するものはちょっと次元が違う話だと思うんですね。ということは、先ほど言いましたように、いかに税金を増やしていくか。そのための投資、あるいは移住促進、先ほど副町長も答弁されたようにブランド力だとかですね、作付面積を増やすだとか、そういうものを期待したいんですよ。ですから、労働力不足解消というのは、それは生産者側に対してのメリットであって、それは確かに平たく言うと、それが最終的にそのお金につながってくるという部分もわかりますけれども、そういうことを期待したいなと思ってるんですよ。期待は、私はしているんですよ。そういう、ご答弁が欲しかったんですが、いずれにしても、これだけの事業を推進するわけですから、将来的にですね、再度町に負担がかからないように、やはりそれは農協を通じてですね、だからそれはこれだけのうちが支援しているわけですから、その辺はまた、またもという話にならないように運営をきちんとしていただけるような、そういう指導も何とかしてほしいと思いますが、町長どうでしょうか、その辺の考えを。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）おっしゃるとおりですね、町としてこれだけ大規模な事業を5億円もかけて事業を行うわけですから、JA新おたる並びに各生産組合の皆様にはですね、確実性のある集出荷計画、また、販売計画を立てていただいてですね、私が就任当初から言っている自立をした経営をですね、目指して町としても指導してまいりたい、そのように強く思っている次第でございます。今回の事業を契機にですね、どの地域にも負けない高品質な農産物を目指してですね、先ほど佐藤議員がおっしゃった地方創生の中でも稼げる農業の一環としてですね、事業を発展できるように、行政としても手を携えて今後進めてまいりたい、そう強く思っているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他に、質疑はありませんか。8番・上村議員。

○8番（上村智恵子）8番・上村。

行政報告の中で、リース会社の入札ということが書かれておりますけれども、これはまだ決まっていな
いのでしょうか。

○議長（横関一雄）泉谷農政課長。

○農政課長（泉谷 享）先般の導入委員会におきまして、導入する機械の選定作業は、選定まで終えてお
りまして、リース会社の入札、その決めた機械を取扱うリース会社数社による入札という部分は、まだ実
施していないところであります。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）この選別機は、何機用意するのでしょうか。

○議長（横関一雄）泉谷農政課長。

○農政課長（泉谷 享）選別機につきましては、1つの機械でミニトマト、それから中玉、そういうアイ
コ、これらの選果をできるレーンをですね、24レーン装備する機械となっております。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）この24レーンで、この間の説明ではパートの従業員が30名ほどで、今より従業員が
増えるということを知ったんですけれどもね、このパートさんを雇う期間というのは、何月から何月ぐら
いまでなんのでしょうか。

○議長（横関一雄）泉谷農政課長。

○農政課長（泉谷 享）選果場の本格的な稼働につきましては、7月から11月までの4か月間というふう
に聞いております。

○議長（横関一雄）上村議員。

○8番（上村智恵子）今あの、この間どこでしたか、農協の職員にしてね、そういうパートの人を年間通
して雇い入れるというところもありましたけれどもね、なかなかこの夏場だけのパートというのは、本当
難しいと思うんですよね。それで、加工場のことは農協の方は一切申請しないということをやっていたと
いうことなんですけれどもね、やはりこうこれだけの大きな建物を建て、そして元の場所の建物を維持し
ていくということになりますとね、本当にこう大変な負担が農協も来るかと思うんですけれどもね、やは
り加工場も一緒に整備して、本当にこう夏冬のパートさんを安定して使っていきような対策を立てていか
ないと、本当にこのリースの料金、そして借入れする銀行の支払いとかね、本当にこう組合員さんの負担
になっていくんじゃないかということで、私はすごくこう農協の建て方というんですか、この選果機、国
からお金が出るということに飛びついて、やはりこう年間通しての考え方とか、それから資金のあり方と
かね、やはりそういうところがちょっと不十分じゃないかなというところをすごく思うんですけれども、
そういうところも考慮してね、やはり町でお金を出してもトマト組合がやはり今伸びていくためには、仕
方がないのかなというふうにも思いますけれどもね、やはり十分にそういうところも指導しながらね、農
協が潰れないようにというか、組合員さんの方がね、本当にこう負担が大きくなって潰れないようにし
ていかないとだめかなというふうにも、すごく感じる場所があるんですよね。他の議員さんも言っていま
したけれども、やはり国からこう補助金を出してもらうということは、本当にこう十分なこちらの構えも持
っていないと、なかなか債務負担行為で、過疎債でそんなに5億円もかからないということもありますけ
れども、そういうところも十分考えながらね、農協の指導というところは、今後続けていってほしいと思
いますけれども、そういうところのお考えをお聞かせください。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）上村議員の質問にお答えします。

上村議員おっしゃるとおりですね、やはりそういった加工業も含めてですね、今回の施設に合わせて運営していくっていうことが必要なんではないかということ、これまでの数年間の協議会の中で、町サイドからもですね、いろいろ打診をしてみいました。ただ、農協としては、なかなかここまで今の現状の経営力、又は財政力を考えたときにそこまで手が回らないと、まずは出荷施設をきちんと運営し、その次の段階としてそういった可能性も開いていきたいという話を何度も何度も繰り返してきてですね、結果的に加工施設は併設しないで行うというような話になった次第であります。ただこれは、決してこれで終わる話ではなく、今後じゃあその加工施設という部分ではいったいどういった形で町として可能性があるのかというふうに考えた時に、また、民間の力というのもございますから、そういった部分もですね、考慮した中で今後様々な可能性を探ってですね、この仁木町の農業の発展につながる要素を今後町としてもですね、考え構築してみたい、そのように考えている次第でございます。以上です。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他に。佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

1点、確認させてほしいんですが、今上村議員の方からもそのリース会社の入札だとか、今後のそのいろいろ発注が出てくると思うんですね。その発注主体はどこなんでしょうか。これ、町がするんでしょうか、農協さんでしょうか。

○議長（横関一雄）泉谷農政課長。

○農政課長（泉谷 享）発注主体は、農協でございます。この事業の取組主体が、新おたる農業協同組合ということになっております。

○議長（横関一雄）他に。7番・水田議員。

○7番（水田 正）7番・水田です。

今、同僚議員からいろいろなお質問があって、それに対してのご答弁がございました。そして、一応確認をしたいんですけども、今回、過疎債を申し込んでですね、町が5億円をその債務負担行為の中でやられるということでございますけれども、これはこの5億、先ほど副町長からもいろいろなお答弁がございましたけれどもね、私は選果機を、選果場をやることに対してはですね、トマト組合というよりも、新おたる農協のもう今後ないだろうと言われるような一大、大事業だというふうに認識しているわけでありまして。その中で、町が5億円の支援をするということで決まったようでございますけれども、私はこの選果機を入れることによってですね、先ほど副町長の方からも説明ございましたように、全国で私も3か所ぐらいでないかなと、こういう機械が入るだろうという、現時点でもう入っているところもありますけれども、そういったことで3か所ぐらいでないかと。ここで私が非常に懸念することはですね、やはり糖度のその検査をコンピュータでやるということになればですね、非常にその秀優、あるいは規格外と言いますかね、そういった農産物がどんどんこう、今までにないものが出てくるだろうというふうな予想がされるわけです。例えば、例を言いますと、共和町で何年か前に、そのメロンだとかスイカの糖度の選果機を入れたときにですね、農家は非常にその苦慮した農家もあったというふうな話も聞いております。と言うのは、優品かなり予想以上に出るということで、その対応策をどうするのかということが非常にこれ問題だったという話も聞いております。そこでですね、今仁木町でですね、银山あるいは積丹、小樽、本町含

めてですね、いろいろなその地域、土地柄の中でその生産されておられると、そういったことを考えますとね、私はやっぱり秀品率というのがかなり低下するのではないだろうかと、そういう懸念材料を考えたおるわけですね。その中でね、そういったものをどういう処理をするのかということだと思っております。そして、そのまま優品、秀品として市場に流れる部分も当然出てくるとは思いますけれども、やはりその規格外、あるいはその優品ではなかなか単価が取れないというものについてのね、処理・処分方法をどうするのかということも当然これ町としてもですね、その辺を念頭に入れた上でのいろいろなご判断であろうというふうに私は考えるわけです。そのときに先ほども、上村議員の方からも加工施設の問題がちょっと出されたと思っております。私はやはり、これから今年、来年、実質的には再来年から稼働されるんだろうと思っておりますけれども、そういった経過の中でね、町としてね、やはりこのトマト産業が本当にこの選果機を入れることだけですべてが良しということには、私はなっていないだろうと。それに付随する、例えば今言う加工施設、あるいは労働力の確保をどうするのか、そういった、それからまた全域に渡ってですね、技術の安定化と言いますかね、土地条件それぞれ違いますから、その土地改良に対するその技術的な支援をどうしていくのか、そういった総合的なことをやっぱり網羅した解決策を持っていないと、ただ選果機だけ入れればね、すべても良しということになっていかないというのが農業の現実さの難しさだというふうに私は考えるわけです。そういったことに対して、町長どういうふうに考えておられるか、ちょっとご答弁願いたいと思います。

○議長（横関一雄）美濃副町長。

○副町長（美濃英則）私の方から先に水田議員のご質問にお答えしたいと思いますけれども、私も今言ったような問題を解決するためにはですね、加工施設の位置付けというのは非常に大事だと思っております。それも近い将来ですね、視野に入れていかなければならないと思っております。当面の扱いとしてはですね、今度機械選果が主になってきますと、どうしても外れるものとか規格外のものが出てきております。それは、従来今規模としては非常に小規模なんですけれども、うちの町で作った加工施設、今JAの方にですね、無償譲渡して使っていますけれども、そういうところでも結構トマトジュースを含めて各施設は作っております。それだけでは非常に規模としてはですね、不完全なんでもっとそれをきちんとするもので、ドライフルーツだとかいろんなものを兼ねた加工施設というのは、本当に必要だと思っております。今現在ですね、もりもとという北海道で有名なお菓子会社が、その選果の規格外になったものをですね、ほぼ買いたいというような話も来ているんですよ。これから、もりもとさんはどちらかといえばハスカップを中心でずっと伸びてきたところですけども、今ここ数年、仁木の町ともりもとと包括連携を結んで、仁木の水門というサクランボですね、これは非常にお菓子としては商品価値があるということで、そこを相当出しています。それと今後、将来伸びていくのは、そのもりもとさんのお菓子として伸びていくのは、トマトだというふうに言っているんですよ。仁木のトマトは非常に糖度も高いし美味しい。加工場から出るそういうものは全量欲しいと、それでも足りないくらいだと言っていますので、そこも大いに活用しながらですね、そういうところの体制をとりながら将来的にはやっぱり町としてですね、農協と連携をして、やはり農業が基幹産業でいく町ですから、きちんとした加工施設も必要だというふうに私は思っています。でも、何もかにも続けてこうできませんので、その辺は将来的な考えの中うまく入れてですね、議員さんとも十分相談して行くべきかなと思っているところであります。以上です。

○議長（横関一雄）水田議員。

○7番（水田 正）7番・水田です。

非常に今の内容の説明を聞きましてね、そういう販路があるということは、非常に貴重な部分だというふうに私も考えておりますけれども、やはり今一番心配するのは、やっぱり今のその生産者自体がね、やっぱりどう安定して、物を生産して供給できていけるかということに私は尽きると思うんですよね。これだけの設備を入れて、出てくるものはどんどん年々少なくなっていくというようなことでは、これはもう大変なことになるだろうということだと思っております。そういったやはり位置付けをね、いろいろ問題、先ほど町長もご答弁されておりましたけれども、10人が10人みんな納得するなんてことは、この世はないわけですよね。それはもう何をやるにしても私もそうだと思います。それをやっぱりこういろんなことを考えてね、やはり決断していくのがやはり町の行政でもあるんだろうしね、それを私は非常に大事なことだと思っております。ただ、やっぱり現実問題としてね、やっぱりトマトだけが仁木の産業でもないということも言えるわけですよね。しかも、そのトマトは今非常にやっぱり売上の的にいったら、トマトに勝る作物はないと言われております。そういう魅力さもあるわけですよね。それでやっぱり皆さんが飛びつく、しかも現在もう既に始めてからもう35年、40年経つ農家もたくさんいるわけですよね。そういったことで、当然面積とか生産量というのは増減もあると思うんですけれども、これをやっぱり安定化に向けてね、町がやはり本腰を入れてね、やはりちゃんと指導して行ってもらわないかというふうに私は思うんですけれどもね、それにはやっぱり例えばこれは、トマトについてはすべてが施設であります。この施設をですね、やはり長期取りの施設にこう置き換えて行く、あるいはその30年、40年経った施設は更新時期に来ておりますのでね、そういうものを同じようなものでなくてね、やはり将来に向けて長期取りのトマトが生産できるような、そういったものに置き換えて行くということもね、一つはやはり一つの政策の一環だろうと、先ほどパート4か月というようなことを聞きましたけれども、それがいかにして1か月をですね、前後を伸ばせるのかということも大きな課題の一つだというふうに私は思っておりますので、その辺については、町の考えとしては何か施策的なものが具体的にあるのであれば、この私は選果機入れることによって、組合員というのは不安と期待が相当やはりこう飛び交っております。やはり一つには大きな生産者はですね、今現在何百万円もして、導入して選果機を持っているわけですよね。そういうものがどうなるのかということも一つあると思うんです。そういうことですね、非常にこれから稼働するまでまだ時間がありますけれどもね、そういったいろいろな課題を解決していかなければいけないというふうに思いますけれどもね、そういったいろいろな面について、課題について町の方では何か考えていることがあればですね、ちょっとお聞かせ願いたいとこのように思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）水田議員の質問にお答えいたします。

水田議員おっしゃるとおりですね、確かにハードは作ったとしても肝心のソフトがですね、きちんと充実しなければ、やはりなかなか事業というものは、これからも継続して生き残ることは難しいんじゃないかというのは、それは我々も百も承知であります。今後、今の段階で具体的な策として、具体案はですね、今のところ明確にはっきりしたものはございませんけれども、ただ今まで例えば施設にしてもそうですし、様々細かい農業に対する支援、それぞれ点はそれぞれあるんですけれども、それがすべてつながらなければ、やはり農業の振興という部分ではなかなか勢いがついて来ない。これは、我々も当然考えておまして、人材の問題、労働力の問題、又は各農家の後継者の担い手の問題、そういったものを充実させていく

ためには、やはり第2案、第3案とですね、やはりつながっていく計画をですね、町としても今後を考えていかなければならないという強い思いの中でおりますので、今後それが何かというものも、今後時間をかけて議会の議員の皆様にご提示してご理解をしていただきたい、進めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（横関一雄）他にございませんか。よろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『平成28年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第1号『平成28年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第2号

仁木町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

○議長（横関一雄）日程第7、議案第2号『仁木町過疎地域自立促進市町村計画の変更について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、議案第2号でございます。

仁木町過疎地域自立促進市町村計画の変更について。過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定により準用する同法第6条第1項の規定により、仁木町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更したいので、議会の議決を求める。平成29年1月18日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、鹿内企画課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内企画課長。

○企画課長（鹿内力三）議案第2号、仁木町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、をご説明申し上げます。

今回の計画変更につきましては、議案第1号、平成28年度一般会計補正予算（第5号）のうち、平成29年度の債務負担行為として上程したミニトマト集出荷選果施設整備事業補助金を同計画に追加するというものでございます。

次のページをご覧ください。平成28年第1回仁木町議会定例会で議決いただきました、仁木町過疎地域自立促進市町村計画は、平成28年度から32年度までの計画でございます。同計画に平成29年度のミニトマ

ト集出荷選果施設整備事業補助金を追加する計画の一部変更をするために、過疎地域自立促進特別措置法、第6条第7号の規定により準用する同法第6条第1項の規定により、議会の議決を求めるというものでございます。

次のページ、過疎地域自立促進市町村計画（変更）をお開き願います。表の左側が変更後、右側が変更前の対照表でございます。計画書の8ページに掲載されております。表の一部を変更するものでございます。表の左側は、自立促進施策区分です。1. 産業の振興の欄に、事業名、(3) 経営近代化施設農業を追加するものです。事業内容は、ミニトマト集出荷選果施設整備事業補助金で、町が補助することから事業主体は仁木町となるものでございます。この計画に登載され、過疎対策事業債が許可された事業は、起債の償還財源について、償還額の70%が地方交付税に算入されます。なお、今回の計画変更につきまして、議会上程前の手続であります北海道知事との事前協議は、ご異議のない旨ご連絡をいただき、協議を終えているところでございます。説明は以上でございます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第2号『仁木町過疎地域自立促進市町村計画の変更について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号『仁木町過疎地域自立促進市町村計画の変更について』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 0時02分

再 開 午後 0時02分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）横関議長のお取り計らいにより、発言の機会を賜り、誠にありがとうございます。

平成29年第1回仁木町議会臨時会の閉会にあたり、一言お礼の挨拶を申し上げます。本臨時会に提案いたしました案件につきましては、議員各位の慎重なるご審議のもと、ご可決賜り衷心より感謝を申し上げます。特に、この度のミニトマト集出荷施設整備事業補助金に係る仁木町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてであります。ご理解ご可決を賜りましたことに、深く感謝を申し上げますとともに、大規模の事業を町としても支援いたしますことは大きな決断を要した次第であります。皆さんご承知のとおり、本町の農業はこれまで長い歴史の中で果樹を中心として栄えてまいりました。近年ではトマト栽培が盛ん

になり、その中でも、ミニトマトの生産額は全体の6割を占めております。しかし、農業全体における課題として、人口減少の影響により、担い手の高齢化や後継者不足、また将来的に今よりも、労働力不足による、生産量、生産額の減少も大きな問題として厳しい局面を既に迎えております。それらのことを踏まえて、行政として支援できることは、今後も積極的に実施してまいりますし、これまでも、新規就農者への支援、ハウスの助成、果樹木の苗木助成、6次産業化への取組みなど、様々な事業に継続して取り組んでいるところであります。ただこの度の事業を契機にご理解をさせていただきたいことは、私が就任当初から一貫して言い続けていることであります。これから先、どのような状況に直面しようが、他に頼らない強い自立をした農業を目指していかなければならないということでありまして、本事業がその一歩として、本町の農業を独自の力で今後戦い抜けるよう皆様とともに意識を共有し、臨んでいただければという強く願う次第であります。結びに、今後もまだまだ寒い季節が続きますので、くれぐれもご自愛くださいますことをご祈念申し上げますとともに、議員各位の一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。本臨時会の閉会あたりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（横関一雄）お諮りします。本日、本臨時会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により、閉会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会はこれで閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

平成29年第1回仁木町議会臨時会を閉会します。ご審議大変ご苦勞様でした。

閉 会 午後 0時05分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成29年第1回仁木町議会臨時会議決結果表

会 期 平成29年1月18日(1日間)
(開会～午前10時30分 / 閉会～午後0時05分)

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
議案第1号	平成28年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第5号)	H29. 1. 18	原案可決
議案第2号	仁木町過疎地域自立促進市町村計画の変更について	H29. 1. 18	原案可決